

# 【 障害福祉サービス施設・事業所職員向け 】

## 抗原定性検査キットを活用した定期検査のご案内（概要）

（エッセンシャルワーカー定期検査）

### 概要

- 県内の障害福祉サービス施設・事業所職員等に勤務し、利用者と接する職員の定期検査として抗原定性検査キットを配布いたします。
- 入居施設への新規入所者においても、入居前後の検査として利用できます。
- 感染拡大を未然に防止するための検査として配布するものですので、業務前等にご活用下さい。

### 検査について

- 令和5年8月上旬から9月末までの間、一人当たり週2回程度を目安とした検査をおこなっていただきます。  
※ただし、流行状況によって、期間を変更する場合があります。
- 検査は、抗原定性検査キットを受取り次第、週2回程度を目安に事業所のタイミングで実施してください。
- 検査に用いる抗原定性検査キットは県が配布します。

### 検査の流れ

申請

- 検査を希望する場合は、事前に電子申請にて申請を行っていただく必要があります。

検査キット  
配布

- 各事業所に直接抗原定性検査キットを配布いたします。

自己検査

- 各自で検体を採取し、検査していただきます。

実績報告

- 後日、検査実績（検査件数、陽性者数）を週ごとにまとめ、指定の連絡先に報告様式を送付していただきます。

※陽性時には療養を行う等適宜対応をお願いします。